

就労選択支援について

(1) 実施主体

事業者要件	就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所において合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると認められる事業者
事業内容	●短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向等の整理（アセスメント）を実施。 ●アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施。 ●アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。 ●協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

(2) 人員基準

職種	資格要件	必要員数
管理者	(1)～(3)のいずれかに該当する者であること。 (1) 社会福祉法 第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ア 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 イ 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ウ 社会福祉士 エ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 オ ア～エと同等以上の能力を有すると認められる者として省令で定めるもの (2) 社会福祉事業に2年以上従事した者 (3) (1)又は(2)と同等以上の能力を有すると認められる者	●1人 ●業務に支障がない場合、他の職種を兼務可
就労選択支援員	●就労選択支援員養成研修を修了していること 【令和9年度末までの経過措置として認められるもの】 ○障害者の就労支援に関する基礎的研修 ○就業支援基礎研修（就労支援員対応型） ○訪問型職場適応援助者養成研修 ○サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース） ○相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）	●1人以上 ●常勤換算で利用者数を15で除した数以上

(3) 設備基準

設備	内容
訓練・作業室	利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な就労選択支援が提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保すること。（複数種類の生産活動等を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する等。）
相談室	間仕切り等を設けること
便所・洗面所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	

(4) 定員 10人以上